

退職所得に係る町県民税の特別徴収について

1 特別徴収・分離課税

退職手当等を従業員に支払う場合、他の所得と分離して退職手当等の支払額に応じた額の町県民税が課税されます。この税額の算出及び徴収は退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が行い、退職手当等の支払金額から差し引いて申告納入していただくことになっています。

2 納期限と納入方法

原則として徴収した月の翌月10日（ただし、10日が休祝日のときはその翌日・土曜日のときはその翌々日）までに、大磯町作成の納入書の表面、納入金額（1）中、退職所得分の欄に徴収額を記載し、指定取扱金融機関に納入してください。

なお、大磯町作成の納入書により納入される場合は、納入書の裏面、町民税・県民税納入申告書に必要事項を記入してください。

（※申告書の下段『納税義務者別内訳』は必ず記入してください。）

また、その他の納付方法で納入される場合は、源泉徴収票等の内訳詳細が記載された書類を、別途税務課収納係宛に送付くださるようお願いいたします。

○共通納税システムも御利用いただけます。詳細はeLTAX ホームページを御覧ください。

3 課税されない退職手当

- (1)死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人に支給されるもの（相続税の課税対象になります。）
- (2)生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- (3)退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人

4 退職所得の金額の計算

$$\left(\begin{array}{cc} \text{退職金} & - \text{退職所得} \\ \text{支払額} & \text{控除額①} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{退職所得} \\ \text{の金額②} \end{array} \quad \text{※千円未満切捨て}$$

（退職所得控除額の計算）

勤続年数	控除額	①
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)	
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。
なお、退職手当等の支払を受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記控除額に100万円を加算した金額が控除されることになります。

注1：役員等勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額が課税退職所得金額となります。

注2：役員等以外の勤続年数が5年以下である方が令和4年1月以後に支払を受けるべき退職金のうち、その役員等以外の勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、⑦150万円と④退職金の額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を差し引いた残額との合計額が課税退職所得金額となります（退職金の額から退職所得控除額を差し引いた残額が300万円以下の場合は、その残額に1/2を掛けた金額が課税退職所得金額となります。）。

※役員等とは、次に掲げる人をいいます。
・法人税法第2条第15号（定義）に規定する役員
・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
・国家公務員及び地方公務員

5 税額の計算

②退職所得の金額	×	税率		＝	③税額	
		町民税	県民税		町民税	県民税
		6%	4%		(A)	(B)